

特定業務従事者の健康診断

特定業務従事者健康診断の実施義務(労働安全衛生規則第45条)

下表に示した深夜業などの特定業務に従事する労働者に対しては、当該業務への配置替えの際及び6か月以内ごとに1回、定期的に、定期健康診断と同じ項目の健康診断を行わなければなりません。

◆特定業務従事者健康診断は、常時使用する労働者が対象となります。

特定業務一覧表(労働安全衛生規則第13条第1項第2号に掲げる業務)

- イ 多量の高温物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務
- ロ 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務
- ハ ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線(紫外線・可視光線・赤外線であって強烈なもの等)にさらされる業務
- ニ 土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務
- ホ 異常気圧下における業務
- ヘ さく岩機、鋳打機等の使用によって、身体に著しい振動を与える業務
- ト 重量物の取扱い等重激な業務
- チ ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務
- リ 坑内における業務
- ヌ 深夜業を含む業務
- ル 水銀、砒素、黄りん、弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、か性アルカリ、石炭酸その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務(特定化学物質のエチレンオキド、ホルムアルデヒドも相当)
- ヲ 鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗化水素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務
- ワ 病原体によって汚染のおそれが著しい業務
- カ その他厚生労働大臣が定める業務

特定業務従事者の健康診断項目【定期健康診断B(全項目)と同じ】	期 間
<ul style="list-style-type: none"> ①身長・体重・BMI・腹囲測定・視力・聴力・血圧・尿検査(糖・蛋白) ②胸部X線検査 ③血液検査 <ul style="list-style-type: none"> ・貧血検査(白血球数・赤血球数・ヘモグロビン・ヘマトクリット) ・血中脂質検査(HDLコレステロール・中性脂肪・LDLコレステロール) ・肝機能検査(GOT・GPT・γ-GTP) ・血糖検査 ④心電図検査(安静時12誘導) ⑤医師診察 	<p>6か月以内ごとに1回</p> <p>(但し、胸部X線検査のみ 1年以内ごとに1回で良い)</p>

【医師が必要でないと認める場合に省略できる項目】

- * 35歳と40歳以上の方 ⇒ 血液検査・心電図検査は、年2回のうち1回は、医師の判断で省略可能です。
- * 35歳を除く40歳未満の方 ⇒ 血液検査・心電図検査・腹囲測定は、医師の判断で省略可能です。

実 施 項 目
①上記の項目を全項目実施した場合
②上記の項目から、胸部X線検査 を省略した場合
③上記の項目から、胸部X線検査・心電図検査 を省略した場合
④上記の項目から、胸部X線検査・血液検査・心電図検査 を省略した場合
⑤上記の項目から、胸部X線検査・血液検査・心電図検査・腹囲測定 を省略した場合
⑥上記の項目から、血液検査・心電図検査 を省略した場合
⑦上記の項目から、血液検査・心電図検査・腹囲測定 を省略した場合